

日本密教学会会則

第一条 本会は日本密教学会と称する。

第二条 本会は本部事務局を東京都豊島区西巢鴨三丁目二十番地一号大

正大学真言学智山研究室内に置く。

第三条 本会は密教学ならびに、ひろく密教文化に関連のある学術研究

およびその普及を計るをもって目的とする。

第四条 本会は左記の事業等を行なう。

一 学術大会の開催

一 『密教学研究』の発行

一 その他必要な事業

第五条 本会は左記の学会および会員をもって組織する。

一 高野山同学会、種智院大学密教学会、智山勸学会、豊山

学会（以下四学会と呼ぶ）

一 正会員

一 賛助会員

一 名誉会員

第六条 会員は本会の学術大会等に出席し、また『密教学研究』の配布

を受け、これに投稿することができる。『密教学研究』の投稿

規程は別に定める。

第七条 本会に左の役員を置く。

一 理事長 一名

一 理事 若干名

一 監事 四名

一 事務局長 一名

その任期は二年とする。但し再任をさまたげない。

第八条 理事長は理事、及び理事経験者の中から理事会において選定し、

本会を代表して会務を統理する。

第九条 理事および監事は四学会から選出し、会務を処理する。

第十条 事務局長は理事会において役員の中から選出し、会務の処理を

統括する。

第十一条 理事会は理事長が召集し会務を審議する。

第十二条 本会の経費は四学会の負担金、会員の会費および寄付金による。

第十三条 本会の事業年度ならびに会計年度は毎年四月一日に始まり、翌

年三月三十一日に終わる。

第十四条 本会の会則の変更は、理事会の決議による。

第十五条 本会の運営に必要な規程は日本密教学会施行細則に定める。

附 則

本会則は昭和四十三年四月一日より施行する。

附 則

本会則は平成元年四月一日より施行する。

附 則

本会則は平成二年四月一日より施行する。

附 則

本会則は平成七年四月一日より施行する。

附 則

本会則は平成十年四月一日より施行する。

附 則

本会則は平成三十一年四月一日より施行する。

附 則

本会則は令和四年十月十四日より施行する。